

令和 7年 12月 定例会

令和7年12月15日（第3日）

1. 本日の出席議員

1番	古木	邦明
2番	町田	浩文
3番	西田	恵美
4番	河端	恵美子
5番	金原	忠博
6番	星野	翔
7番	村田	玲
8番	河内	孝彰
9番	北島	康平
10番	堀合	研二郎
11番	石田	裕
12番	堀口	香奈
13番	福本	隆史
14番	渡辺	伸明
15番	赤嶺	太一
16番	鳥淵	優
17番	山田	己智恵
18番	吉澤	弘
19番	町田	零二
20番	木村	賢一
21番	吉田	奈々
22番	布瀬	恵
23番	大波	修二
24番	高久	良美
25番	井上	貢
26番	青木	正始
27番	中村	一夫
28番	小倉	隆夫

2. 本日の欠席議員

3. 本日の遅刻議員

なし

4. 本日の早退議員

なし

5. 本日の市側出席者

市長	古谷田	力
副市長	樋田	久美子
副市長	前田	剛司
教育長	藤井	明
消防長	中丸	剛仁
市長室長	田口	由紀
未来政策部長	丸山	太郎
総務部長	遠藤	崇哲
市民経済・にぎわい創出部長		
	中丸	信孝
環境共生部長	小俣	達也
健幸・スポーツ部長		
	鈴木	雅和
あんしん福祉部長	杉内	直
こども部長	玉木	由子
まちづくり部長	石井	信治
教育部長	齋藤	信行
病院事務局長	鈴木	学
総合政策課長	久保	諭史
総務課長	渡邊	寛己

6. 議会事務局職員出席者

事務局長	石川	正道
事務局次長	田口	健一

条例や規則はいずれも公布時に告示され、その後、市のホームページでもその内容を確認できるようになるとともに、本条例については逐条解説の作成を予定しております。また、こども家庭庁によるホームページやSNS広告等に加え、広報やまことや市のホームページにもこども誰でも通園制度の情報を掲載し、利用する方の立場に立ち、分かりやすい情報提供に努めるとともに、お問合せをいただいた場合には、丁寧に説明を行い、安心して制度を御利用いただけるよう努めてまいります。

○副議長（井上貢議員） 発言を許します。――6番、星野 翔議員。

〔6番（星野 翔議員） 登壇〕

◆6番（星野翔議員） 御答弁ありがとうございます。意見要望です。

ここまで申し上げた問題意識に基づき、市役所の外で働いている人たちに税金からどれくらいの給料が支払われているのかを、一部ですが、市に確認しました。あえて細かい内訳までは聞いていません。細かく分け過ぎると、かえって全体の姿が見えにくくなるからです。今、大和市では、ラスパイレース指数が低いから職員の給料は安いと言われがちです。しかし、ラスパイレース指数が見ているのは、市役所の中で働く職員だけです。外郭団体や指定管理の現場で働く人たちの給料は、税金から出ている、この数字には含まれていません。

もう一つ大事なのは、見え方の問題です。市役所が直接払えば人件費に見えますが、補助金や指定管理料として出せば、別の支出に見えます。人件費が減ったように見えても、人や仕事が減ったとは限りません。大和市は、市役所の外の組織も活用しながら、行政サービスを回してきた市です。これまでは、それで成り立っていた面もあります。ただ、今は、円安、物価高に加え、年々、労働規制の強化が進んでいる上に、今後の日銀による金利上昇の懸念もあり、同じサービスでも、より多くのお金がかかりやすい時代です。つまり、市の税収が上がったとしても、それは名目的なものであり、実質的な税収の増加と勘違いするべきではないのです。民間委託や外郭団体の活用は、本来、効率化のためです。形式的な職員数が減っても、税金で養われている人員の実数が把握できなければ、本当の意味での行財政改革は不可能です。だからこそ、給料が高いか安いという話だけではなく、行政の仕組みそのものを見直す岐路にきています。それが、今回の質問を通じて、市民の皆さんにもぜひ共有しておきたかった点です。

続いて大項目2、こども誰でも通園制度に係る条例制定が、委員会で白熱した件についてです。

今回のこども誰でも通園制度の条例について、私は、この条例が法律に違反しているという見方には賛成しません。なぜなら、この制度で一番大事な部分、つまり、誰が利用できるのかといった制度の骨格は国の制度として定められており、市が独自に決めているものではありません。一方で、利用料や申込み方法などの運用については、国の枠組みの中で、市が設計する余地があります。大和市が決めているのは、国が決めたルールを前提にして、施設のつくり

や、現場でどう運営するかといった、具体的な中身の部分です。大きな考え方や方向性は条例で決めて、細かくて専門的なことは規則で決める。これは多くの自治体がこれまでずっと続けてきたやり方で、大和市も同様だと考えます。もちろん自治体によっては、条例に細かく書くところがあれば、規則で運用を決めているところもあります。ですから、細かいことを条例に書いていないからといって、それだけで直ちに法律に違反すると決めつけるのは、適切ではないと考えます。大事なものは、何を条例で決めて、何を規則に任せているのかが、きちんと整理されているかどうかだと考えます。

そして、大和市は二元代表制です。議会も市長も、ともに市民が選んだ代表です。市長が規則で細部を決めること自体を、すぐに議会軽視だと決めつけるのは適切ではありません。議会には、質問や委員会を通じて運用をチェックする役割がありますし、必要があれば、条例でその範囲を見直すこともできます。ただ一つ、市に要望するとすれば、この制度は、子供の安全と保護者の安心に直結する制度です。だからこそ、規則を変更する場合や、運用を大きく変える場合には、議会や保護者の声をきちんと聞き、分かりやすく説明してほしいと思います。ここは行政手続というよりかは、大和市のローカル視点という位置づけになろうかと思います。条例、規則、そして現場での運用が、それぞれどうつながっているかを、誰にでも分かる形というのは信頼につながります。私は、その立場に立って、今後も条例と規則の運用を見ていこうと思います。

続いて大項目3、大和市関連の疑問やモヤモヤをいろいろ聞いてみた、中項目1、災害時などのヘリの臨時離着陸場と位置情報がずれている件についてです。

災害時、ドクターヘリや防災ヘリは、学校のグラウンドや公園を臨時の離着陸場として使用します。現在のヘリコプターは、住所ではなく、緯度と経度を装置に入力し、その地点を目指して飛行します。煙や夜間の停電などで地上の目印が見えにくい状況ほど、この座標が正しいかどうかは、命に直結する重要な要素になります。

そこで、市のオープンデータに掲載されている臨時離着陸場の座標をグーグルマップに入力して確認したところ、いずれの地点も、実際の場所から南東方向におおむね四、五百メートルずつつずれて表示されました。例えば大和中学校では、校庭ではなく別の場所にポイントが示されます。具体的に言うと、消防署の近く辺りのポイントが示されます。原因としては、測量法改正以前の古い日本測地系がそのまま使われている可能性が考えられます。測量法改正から約23年が経過していますが、防災ヘリの臨時離着陸場を含む地点情報について、測地系の切替えや明示が行われてこなかったことになります。

また、こうした問題が長期間見過ごされてきた背景には、庁内で位置情報を一元管理する統合型GISがなく、部署ごとに個別管理してきた構造的な要因もあると考えます。こうした状況を踏まえ、防災の観点から、次の点について確認します。

小項目1、本市がオープンデータなどで公表している防災ヘリ臨時離着陸場を含む防災関連施設などの緯度経度は、どの測地系を前提に作成されているのでしょうか。現在一般的に使われている世界測地系や、GPS機器が示す位置と本市のデータがずれているようですが、市の

見解をお聞かせください。

小項目2、測量法改正以前の旧測地系、つまり日本測地系に基づくと思われる座標が、その後も大きな見直しや変換を経ずに、現在まで公式データとして残っているのはなぜでしょうか。

小項目3、防災ヘリの運用や、安全な着陸の観点から考えると、臨時離着陸場などの座標については、測地系を明示した上で世界測地系に統一し、必要な見直しを行うべきだと考えます。本市として今後、どのように対応していくかを伺います。また、同じような問題が他の防災関連データでも起きないようにするため、庁内でどのような点検、更新の手順を整える考えがあるかについてもお聞かせください。

中項目2、神奈川新聞の報道姿勢は市民の知る権利に本当に役に立っているのかについて伺います。

令和7年6月定例会において、市は記者クラブについて、市民の知る権利を支える存在であり、市政情報の発信にも役立っている、そのように説明されました。私はまず、この市の認識を前提として、改めて確認したいことがあります。

令和7年10月に行われた川崎市長選挙において、神奈川新聞は、特定の候補者について主張や政策を紹介しない方針を示したと報じられています。実際の紙面でも、その候補者を除いた他の候補のみが掲載されたとされています。差別を許さないという姿勢そのものは、私自身も大切な考え方だと思います。ただし、どの候補に投票するかを決めるのは、市民一人一人です。新聞が最初から情報を出さなければ、市民はほかの候補と比べて考えるための材料そのものを失うことになります。そこで、記者クラブを市民の知る権利を支える存在だとする市の認識と、記者クラブに依存した情報発信の在り方が本当に市民の判断に資するものになっているのか、この点を整理した上で、改めて問い直したいと思います。

小項目1、令和7年6月定例会での答弁では、記者クラブは市民の知る権利の保障に寄与する存在であると説明されました。その正会員であり幹事社でもある神奈川新聞が、川崎市長選挙において宮部龍彦候補について他の候補と同じ形で主張や政策を紹介しない方針を取ったことを、本市は記者クラブに加盟する報道機関として不適当だと考えますか。また、選挙報道における市民の知る権利という観点から見て、このような編集方針に懸念を持っているのか、あるいは各社の裁量の範囲内と考えるのか、市としての認識を伺います。

小項目2、大和記者クラブには、本市が日頃から市政情報を提供し、記者会見などを通じて情報発信を行っています。その一方で、特定の加盟社の価値判断や編集方針によって、特定の立場や候補者の情報が一方的に排除されるようなことがあれば、市民の知る権利や、多様な意見に触れる機会が損なわれるおそれがあります。本市として、記者クラブ及び加盟各社に対し、選挙を含む政治報道における公平性や表現の自由への配慮について、これまでどのような形で協議や意見交換を行ってきたのか。また、記者クラブ内に、報道姿勢や公平性に関する取決めや確認事項があるのかどうかも含めて説明を求めます。

小項目3、川崎市長選挙の事例のような編集方針が、今後大和市に関する報道や、本市の選

挙報道にも波及した場合、特定の候補者や政策に関する情報が市民に届かない事態が生じる可能性もあります。こうしたリスクを踏まえ、本市としては、記者クラブだけに依存しない情報発信手段の強化が必要だと考えますが、いかがでしょうか。具体的な取組を教えてください。また、令和7年6月定例会で示された、記者クラブがあることの優位性という認識についても、今回のような神奈川新聞による市民の知る権利を軽視しかねない、そして差別的とも受け取られかねない報道事例を踏まえ、今後の記者クラブの在り方を検証する必要があると考えますが、その点についての見解を伺います。

中項目3、財政再建に向けた取組の現状について伺います。

市は、財政を立て直すために、財政ビジョンを策定するとしています。当初示されていた予定より、発表が遅れていると聞いています。そこで、現在の財政状況について、市がどのように認識しているのか、また、財政再建に向けて、何をどこまで進めるのか、この点について改めて伺います。

小項目1、本市では、財政の健全化に向けて財政ビジョンを掲げ、取組を進めていると伺っています。市の財政状況について、市としてどのような問題意識を持ち、どういった方向で改善しようとしているのか、現時点での考え方を伺います。また、今後いつ頃までに具体的な方針や報告をまとめ、公表していく予定なのか、分かる範囲で教えてください。

小項目2、福岡市で財政調整課長として枠配分予算やビルド・アンド・スクラップ型の財政改革を進め、全国で財政出前講座を行ってこられた、自治体財政の実務家として著名な今村寛さんが、御自身のSNSで、大和市から依頼を受けて財政健全化のお手伝いをされると発信されていまして。この今村さんを招聘することになった経緯と、どのような点に期待し、どのような役割を担っていただく予定なのか、市としての狙いや目的を伺います。

○副議長（井上貢議員） 答弁を求めます。――未来政策部長。

〔丸山太郎未来政策部長 登壇〕

◎丸山太郎 未来政策部長 3番目、大和市関係の疑問について御質問がありました。1点目、災害時などのヘリの臨時離着陸場と位置情報がずれている件の1つ目、オープンデータで公開している地点情報の緯度経度の測地系について、2つ目、日本測地系でのデータ公開について、3つ目、世界測地系への見直しについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市がホームページで公開しているオープンデータのうち、防災関連施設等をはじめとした様々な公共施設の地点情報に含まれる緯度経度の数値は、全て日本測地系に基づくものとなり、同じ位置を表す場合でも世界測地系の緯度経度とは若干異なるものとなります。地点情報に係るオープンデータは、本市が提供する公開型地図情報サービスの掲載情報を基に作成しておりますが、当該サービスの内部で保有する緯度経度が日本測地系であることから、オープンデータも日本測地系となっております。議員御指摘のとおり、緯度経度を日本測地系ではなく

世界測地系で取り扱うことが一般的となる中、このことは本市としても課題として捉えておりまして、オープンデータに含まれる緯度経度を世界測地系で公開が行えるよう、対応に必要な経費を勘案しながら検討を進めてまいります。

3点目、財政再建に向けた取組状況についての1つ目のうち、市の財政状況に関する問題意識と改善の方向性についてと、財政ビジョンの公表予定については、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市の財政状況は、令和6年度の決算において、経常収支比率が101.5%となるなど、財政が硬直化している状態にあります。それにより、新しい財政需要に対して柔軟に対応することが難しく、さらに近年の社会的な物価高騰により、同じ事業を実施する場合でも費用負担が増加していることから、非常に厳しい財政状況にあると言えます。そのような状況の中、第10次大和市総合計画に掲げる施策を確実に推進するとともに、大和市が将来にわたって持続的に発展していけるよう、現在、仮称大和市健全財政・改革ビジョンの策定作業を進めているところであり、今月中には公表できる見込みであります。

2つ目、自治体財政の実務家の招聘に関し、経緯、期待する点、担う役割についてお答えいたします。

全国各地で財政出前講座を行っている、元福岡市財政調整課長である今村氏は、御自身の著書において、財政健全化は目的ではなく手段であるや、限られた資源で自立経営ができる組織を目指すといったことを記述されており、こういった考え方を参考にして財政の健全化を進めていきたいと考えたところでございます。財政健全化の意義等について、職員の理解を推進するための対面講義を予定しているほか、ビジョン素案に対する指導助言も依頼しております。それにより、財政健全化に関する共通理解を醸成し、職員が一丸となって取り組んでいくことを目指しております。

○副議長（井上貢議員） 続いて――市長室長。

〔田口由紀市長室長 登壇〕

◎田口由紀 市長室長 2点目、神奈川新聞の報道姿勢は市民の知る権利に役に立つのかについての1つ目、川崎市長選における神奈川新聞の報道についてと、2つ目、報道の公平性に関する市と記者クラブの協議等については、関連がありますので一括してお答えいたします。

我が国には、放送を公共の福祉に適合するよう規律し、その健全な発達を図ることを目的とした放送法がございます。同法は、日本放送協会や民間放送局などを対象としたものであり、新聞報道に対しては同種の法律はございませんが、刑法や民法、公職選挙法など、一般法の枠組みによって報道活動が規律されております。また、日本新聞協会では、自由と責任、正確と公正、独立と寛容、人権の尊重、品格と節度の5つの柱から成る新聞倫理綱領を定めていることから、同協会の加盟社は社会的責任を意識しながら、自主規制に基づく運営がなされているものと認識しております。こうしたことから、市としては本市記者クラブの加盟社のみなら

ず、他の報道機関とも報道姿勢に対する協議や取決めなどは行っておらず、コメントをする立場ではございません。

3つ目、記者クラブに依存しない情報発信の強化と記者クラブの在り方の検証についてお答えいたします。

大和市では、以前から、広報やまとはじめ、市ホームページなどを使用してまいりましたが、近年は、情報通信技術の進展により、誰もが手軽に素早く、様々な情報を入手できるようになっております。そこで市では、ユーチューブやLINE、XといったSNSなども積極的に活用しており、様々な機会を捉え、市政情報の発信に努めております。なお、自治体の記者クラブについては、令和7年6月定例会でお答えしましたとおり、市民と公共機関の橋渡し役として、公的情報の報道だけでなく、市民の知る権利の保障に寄与する役割を担っているものと認識しており、今後の在り方についても、変わりはないと捉えております。

○副議長（井上貢議員） 発言を許します。――6番、星野 翔議員。

〔6番（星野 翔議員） 登壇〕

◆6番（星野翔議員） 御答弁ありがとうございます。意見要望です。

中項目1の災害時などのヘリの臨時離着陸場と位置情報がずれている件についてです。

本市のオープンデータに掲載されている座標は、実際の場所から南東方向に四、五百メートルずれていました。緯度と経度を頼りに上空から進入するヘリコプターにとって、このずれは決して小さな問題ではありません。防災ヘリの臨時離着陸場は、単なる公共施設ではなく、人命救助や部隊運用に直結する、防災の中でも特に優先度の高い場所です。訓練であっても本番であっても、座標の正確さが前提になります。私は以前、市内の共通基盤として統合型GISの必要性を提案しましたが、それは、部署を越えて同じ座標と地図をつくる目的もありました。今回の件は、部署ごとに情報を分断して管理するやり方が、情報化社会において限界に来ていることを示していると考えます。

そこで要望します。世界測地系への全面移行がすぐに難しいとしても、まずは防災ヘリが使用する可能性のある臨時離着陸場について、日本測地系と世界測地系の両方の座標を確認し、併記したらいかがでしょうか。これは大きなシステム変更を伴わずに対応できると考えます。防災の優先順位として、そこから整備することを強く要望します。

中項目2、神奈川新聞の報道姿勢は市民の知る権利に役に立っているのかについてです。

まず、行政が新聞社の編集方針そのものに口を出せないという点は、私も理解しています。この点について、市を責めるつもりはありません。ただし、今回私が問いたいのは、市の対応ではなく、神奈川新聞というメディアの報道姿勢そのものです。差別を許さない姿勢は大切です。ただ、投票の判断をするのは市民です。最初から情報が欠ければ、市民は比べて判断することができません。市は、記者クラブについて、市民の知る権利に役立つ存在だと説明しました。記者クラブは、市政情報を市民に届ける重要な窓口です。だからこそ、その窓口を担う報